

令和 7 年

10 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和7年10月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年10月14日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（24名）

1 番	莊司 太郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
		委員	5 番	石川 渡	委員			
7 番	吉高 祐二郎	委員	8 番	五十嵐 弘樹	委員			
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員				15 番	佐々木 浩希	委員
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員	18 番	三浦 ひとみ	委員
19 番	佐藤 利篤	委員	20 番	阿部 香美	委員	21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員				24 番	伊與田 明子	委員
25 番	川村 恵実	委員	26 番	齋藤 均	委員	27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（5名）

4 番	大場 重樹	委員	6 番	佐藤 良	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
14 番	樋口 準二	委員	23 番	佐々木 治人	委員			

5 事務局職員出席者

事務局長 玉澤千秋 事務局次長 遠田 博 農地係長 齋藤敏夫
主事 水島直哉 専門員 佐藤久志

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○玉澤事務局長

ただいまから令和7年10月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長
(挨拶)

○玉澤事務局長

ありがとうございます。
総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしく申し上げます。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、4番、大場重樹委員、6番、佐藤良委員、9番、佐藤秀之委員、14番、樋口準二委員、23番、佐々木治人委員の5名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。
選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、27番、佐藤耕造委員、28番、田村晴久委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。
今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について17件、2番、農地法第4条届出書の受理について1件、3番、農地法第5条届出書の受理について1件、4番、農地の現況等に係る照会に対する回答について3件、5番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について2件、以上24件について農地係長が報告いたします。

○齋藤係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第37号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第37号 農地法第3条の規定による許可申請については、12件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について18ページ目をご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田75番、使用貸借、広野、浜中、広岡新田の田んぼ、畑、合計24筆、浜中の〇〇さんから同じく浜中の〇〇さんへ、申請事由その他、こちらは親子間の経営移譲となります。年金がない形になりまして、20年の契約となります。

酒田76番、使用貸借、宮野浦、落野目、広野、坂野辺新田の合計58筆の田んぼと畑になっております。こちらも親子間の経営移譲となりまして、年金を伴わない20年の契約となっており、飯森山の〇〇さんから〇〇さんとなっております。

申請事由はその他でございます。

21ページ目をご覧ください。

酒田77番、賃貸借で宮内の田んぼ1筆、遊佐町の〇〇さんから宮内の〇〇さんへ、こちらは相手方の要望で、10アール当たり1万円の10年の契約となっております。

酒田78番、こちらは同じく、受け手のほうが同じ人になりますので関連となります。賃貸借で宮内の田んぼ2筆、遊佐町の〇〇さんから宮内の〇〇さんへ、相手方の要望、10アール当たりの賃貸借料は11万円で10年間の契約となっております。

続きまして、酒田79番、賃貸借、浜中の畑4筆、浜中の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、相手方の要望で10アール当たり3,000円の5年間の賃貸借契約となっております。

続きまして、酒田80番、所有権移転で、生石の畑、田んぼ合計5筆、北千日町の〇〇さんから生石の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらのほうは別紙資料のほうをご覧ください。

酒田80番、10アール当たりの金額が10万3,400円となっております。参考として、合計金額が6万1,000円となっております。

酒田81番、所有権移転で、大豊田の田んぼ1筆、〇〇さんから〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらのほうも別紙資料のほうをご覧ください。

酒田81番、10アール当たりの金額が45万円、参考までに総額9万9,000円となっております。

23ページをご覧ください。

酒田82番、所有権移転で、黒森の畑9筆、鶴岡市の〇〇さんから黒森の〇〇さんへ、相手方の要望で別紙資料1ページをご覧ください。

酒田82番、10アール当たりの金額が3万円、参考金額、合計金額としては30万9,500円となっております。

酒田83番、所有権移転、黒森の畑8筆、亀ヶ崎の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらも別紙資料のほうをご覧ください。

酒田83番、10アール当たりの金額が3万5,700円となっております。参考までに、合計金額が24万円となっております。

続きまして、酒田84番、所有権移転、広岡新田の田んぼ3筆、浜中の〇〇さんから浜中の〇〇さんへ、相手方の要望、別紙資料のほうをご覧ください。

酒田84番、10アール当たりの金額が45万8,300円となっております。参考までに、合計金額のほう
が370万円となっております。

松山13番、賃貸借で土渕の田んぼ2筆、南千日町の〇〇さんから土渕の〇〇さんへ、こちらは相手
方の要望で、10アール当たり60キログラムということで、お米のほうを物納となっております。

平田6番、所有権移転で砂越の畑2筆、砂越の〇〇さんから砂越の〇〇さんへ、こちらはその他で
贈与という形になっております。

こちら以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

10月7日に第6班による農地調査委員会を行っております。議第37号 農地法第3条の規定によ
る許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの
意見だったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないとい
うことですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。何かございませ
んか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第37号については許可決定といたします。

以上をもちまして、令和7年10月定例総会を閉会いたします。

午前 9時50分 閉会